

岩手県告示第 858 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成 18 年 8 月 22 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成 18 年 6 月 15 日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人いちのへ文化・スポーツNPO
 - イ 代表者の氏名 大矢邦宣
 - ウ 主たる事務所の所在地 二戸郡一戸町一戸字砂森 117 番地 2
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、一戸町における芸能文化・文化財とスポーツ及び健康体力づくりの振興を図り、地域文化の向上とスポーツを通じた体力づくり、健康づくりを進め、個性豊かな地域づくりを進めることを目的とする。
- 2(1) 申請のあった年月日 平成 18 年 6 月 19 日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人やませデザイン会議
 - イ 代表者の氏名 貫牛利一
 - ウ 主たる事務所の所在地 久慈市川貫第 9 地割 22 番地 3
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、久慈広域圏の豊かな将来をつくるため、まちづくりの推進に関する事業を行い、魅力ある郷土づくりに寄与することを目的とする。
- 3(1) 申請のあった年月日 平成 18 年 6 月 27 日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ケアセンターいこい
 - イ 代表者の氏名 岩淵吉郎
 - ウ 主たる事務所の所在地 一関市大町 6 番 7 号 三浦第一ビル 102 号
 - エ 従たる事務所の所在地 一関市三関字仲田 100 番地、一関市末広一丁目 9 番 13 号、西磐井郡平泉町平泉字鈴沢 64 番地 1
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者・保育中の者に対して、保健及び福祉サービスに関する事業を行い、健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 4(1) 申請のあった年月日 平成 18 年 6 月 30 日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人やまがた文化・スポーツNPO
 - イ 代表者の氏名 上有谷光夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 久慈市山形町川井第 13 地割 70 番地 2
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、久慈市における文化・スポーツの振興及び推奨、並びに施設の充実を図り、もって市民の体力の向上及び文化・スポーツ精神の涵養に資することを目的とする。
- 5(1) 申請のあった年月日 平成 18 年 6 月 27 日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人レスパイトハウス・ハンズ
 - イ 代表者の氏名 小野仁志
 - ウ 主たる事務所の所在地 一関市青葉 2 丁目 6 番 16 号
 - エ 従たる事務所の所在地 一関市赤荻字上袋 75 番地 5
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、心身に障害を持つ人たち及びその家族に対し、地域生活を営む上で必要な支援及び

社会参加を促進するための総合的援助を行うとともに、分野を超えた NPO 活動により住民、企業、行政とのパートナーシップを推進し、すべての人が豊かに健やかに安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成 18 年 6 月 27 日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 名称 特定非営利活動法人ほっとスマイル

イ 代表者の氏名 吉田良

ウ 主たる事務所の所在地 一関市三関字小沢 47 番地 2

(3) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者・児童に対して、保健及び福祉に関する事業を行い、不安のない地域社会づくりに寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成 18 年 7 月 5 日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 名称 特定非営利活動法人岩手中部・胆江地域を考える会

イ 代表者の氏名 小田島實

ウ 主たる事務所の所在地 北上市九年橋三丁目 14 番 23 号

(3) 定款に記載された目的 この法人は、岩手中部及び胆江地域 13 市町村の地域住民に対し講演会、セミナーなど広報・啓蒙活動を行い、広域行政のメリットを最大限に生かす「中核市」を建設し産業経済の開発・発展、併せて地域内の格差是正を図り「豊かで、住みよい住民生活」を享受できる社会を目指し、もって市民生活の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

※ 13 市町村とは、花巻市、北上市、水沢市、江刺市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、沢内村及び衣川村をいう。